

〔徳川禁令考三十九家來令條〕元文元辰年

諸大名家來乗物人數之定

一 壹萬石より壹萬九千石迄

壹人

一 貳萬石より四萬九千石迄

貳人

一 五萬石より九萬九千石迄

三人

一 十萬石より十五萬九千石迄

四人

一 十六萬石より十九萬九千石迄

五人

一 貳十萬石より二十九萬九千石迄

六人

一 三十萬石より三十九萬九千石迄

七人

一 四十萬石より四十九萬九千石迄

八人

一 五十萬石より五十九萬九千石迄

九人

一 六十萬石以上

拾人

五萬石以上ニ而も、城主ニ而無之面々、家老乗物御免不罷成候、五萬石以下ニ而モ、城主家老ハ乗物御免被成候。

下乗下馬

〔書言字考節用集九言〕下乗下馬ダゾウゲ

〔運歩色葉集景〕下馬

〔易林本節用集言計〕下馬ダ

〔貞丈雜記書札〕

書札

一 下馬札の始詳ならず、中右〇吾妻鏡

略、中右〇文在下、

下馬橋と云は、其所にて下馬する故の名

なるべし、其所に下馬札を立られし歟如何知れず、下馬札立る事は、退凡下乗の卒都婆にならひて立始ける事歟、是もたしかに定めがたし、中下馬札は、もし此退凡下乗の卒都婆を學びて立